

平成19年3月
警 察 庁

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に対する意見の募集結果について
(警察庁担当部分)**

警察庁及び厚生労働省において、平成19年1月15日から同年2月13日までの間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案(以下「政令案」といいます。)に対する意見の募集を行いました。

今回の改正が平成19年3月9日に公布されるに当たり、次のとおり、政令案のうち警察庁の担当する部分(注)についての結果を公表いたします。

1 御意見を募集した命令等の題名

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第44号)

2 命令等の案を公示した日

平成19年1月15日

3 頂いた御意見

政令案のうち警察庁の担当する部分についての御意見はありませんでした。

(注) 政令案のうち警察庁の担当する部分は、以下のとおりです。

- ・ 政令案第2条中改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第21条から第24条までに係る部分
- ・ 政令案第7条(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)
- ・ 政令案第21条(警察庁組織令の一部改正)